

# 〈後期高齢者医療保険にご加入の皆さまへ〉

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1213、医療年金課 ☎内線1722

## 令和3年度 後期高齢者医療保険料率

据え置き

令和3年度の保険料率は昨年度と同じ、下記の通りとなります(県内で均一の保険料)。  
後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます(次回は令和4年度)。

### ◆令和3年度後期高齢者医療保険料率

均等割額	所得割率
46,000円	8.50%

※賦課限度額(年間保険料額の上限)も昨年度と同様に64万円となります。

## 所得が低い方に対する均等割額軽減の特例 および判定基準の見直し

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。軽減の特例については、見直しにより令和3年度から本則の通りとなります。

判定基準については、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等)に伴い、その影響を考慮して下記のとおり変更になります。

令和2年度		令和3年度	
世帯(世帯主および被保険者ならびに特定同一世帯所属者)の総所得金額	軽減割合	世帯(世帯主および被保険者ならびに特定同一世帯所属者)の総所得金額	軽減割合
①33万円以下(②を除く)	7.75割	①②43万円+ {10万円×(給与所得者等の数 <sup>*</sup> -1)}以下	7割
②33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)	7割		
③33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)以下	5割	③43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+ {10万円×(給与所得者等の数 <sup>*</sup> -1)}以下	5割
④33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下	2割	④43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+ {10万円×(給与所得者等の数 <sup>*</sup> -1)}以下	2割

※一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または、110万円超(65歳以上))を受ける者のことをいいます。

収入が公的年金等で65歳以上の方は公的年金等控除を差し引いたのち、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。